

## 給付

県からの要請で休業	<b>県市</b> 新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金	県からの要請で、4月24日～5月6日までの全ての期間を継続して休業等に協力した中小企業及び個人事業主に対して協力金を支給します。 【奈良県より】1事業者あたり 中小企業 20万 個人事業主 10万 【奈良市より】1事業者あたり 中小企業・個人事業主 10万	<b>県</b> 奈良県緊急事態措置コールセンター ☎0742-27-3600、9:00～17:00 <b>市</b> 奈良市 産業政策課 ☎0742-34-4741
ひと月の売上が前年比半減	<b>国</b> 持続化給付金	売上げが前年同月比50%以上減少した事業者以下に以下の範囲内で給付金を支給します。 法人：上限 200万円 個人事業主：上限 100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
テレワークを導入したい	<b>国</b> 働き方改革推進支援助成金	感染症拡大防止のため、テレワークの新規導入に取り組む中小事業者を支援します。 1企業あたり上限 100万円	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479
賃金が払えない	<b>国</b> 雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
子の世話で従業員が休業	<b>国</b> 小学校休業等対応助成金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇(年次有給休暇でない有給休暇)を取得させた事業主に対し助成金を支給します。 1日あたり上限 8,330円	学校等休業助成金・支援金 受付センター ☎0120-60-3999
子の世話で自分が休業	<b>国</b> 小学校休業等対応支援金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもの世話が必要となり休業した個人事業主またはフリーランスに対し支援金を支給します。 1日あたり上限 4,100円	

## 融資・貸付

資金繰りのため 融資を受けたい	<b>県</b> 奈良県 新型コロナウイルス感染症対応資金	無利子融資 融資期間：10年(うち据置5年) 融資限度額：3000万円	奈良県 地域産業課 ☎0742-27-8807
	<b>県</b> 奈良県 経営環境変化・災害対策資金	無利子融資 県の制度融資条件を無利子・無保証料に拡充します。 融資期間：7年(うち据置1年) 融資限度額：5000万円	
	<b>県</b> 奈良県 セーフティネット対策資金	無利子融資 県の制度融資条件を無利子・無保証料に拡充します。 融資期間：7年(うち据置1年) 融資限度額：5000万円	
	<b>県</b> 奈良県 大規模経済危機等対策資金	無利子融資 県の制度融資条件を無利子・無保証料に拡充します。 融資期間：10年(うち据置2年) 融資限度額：5000万円	
	<b>国</b> 日本政策金融公庫の融資	無利子融資 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	
	<b>国</b> 商工中金の危機対応融資		
	<b>国</b> 個人向け 緊急小口資金等の特例		

## 猶予

納税が今は厳しい	<b>国県市</b> 納税の猶予	市税の納付が困難な事情がある方は、猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除され、財産の差押えや換価(売却)が猶予される制度が適用される場合があります。 猶予期間：原則1年間	<b>国</b> 国税局猶予相談センター 大阪国税局 ☎06-6630-3680 <b>県</b> 奈良県税事務所 ☎0742-20-4532 <b>市</b> 奈良市 滞納整理課 ☎0742-34-4965
社会保険料等の支払いが厳しい	<b>国</b> 厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。	奈良年金事務所 ☎0742-35-1371
上下水道料金の支払いが厳しい	<b>市</b> 上下水道料金の支払い猶予	一時的に水道料金の支払いが困難になった事情のある方は、支払いの猶予が受けられる場合があります。	奈良市企業局庁舎内 お客さまセンター ☎0742-35-6825

## 減免

固定資産税の納税が厳しい	<b>国</b> 固定資産税・ 都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、 <b>来年度(2021年度)</b> は <b>2分の1</b> 又は <b>ゼロ</b> に減免になる場合があります。	中小企業庁 固定資産税等の相談窓口 ☎0570-077322
--------------	--------------------------------	--	-----------------------------------